

「派出検査体制の見直しについて」の申し入れを行う!

地本は、10月5日支社より「派出検査体制の見直しについて」の提案を受けました。提案では、輸送体系の変化や、新型車両の導入、車両不具合の発生状況など派出検査を取り巻く環境の変化を踏まえて派出検査体制の見直しを実施するとしています。具体的には、12月1日に東京総合車両センターの池袋派出検査を廃止するという事です。地本は提案以降、関係する支部・分会と議論してきました。

これまで池袋派出検査は、山手線や埼京線、湘南新宿ラインなど本線上の車両不具合等に迅速に対応することで、首都圏の安全・安定輸送を支えてきました。池袋派出検査が廃止されることで、これまで担ってきた業務を他の派出検査が担うとされていますが、出勤に時間を要し対応に時間がかかることや、車両不具合が輻輳した場合には対応できないことも想定されます。また、平成25年10月には池袋運輸区構内で行っていた仕業検査が移管されました。さらに、平成19年には赤羽派出検査を新設し、首都圏の派出検査体制の強化を行ってきていますが、成果と課題が具体的にありません。「新たな30年を展望する施策実施に向けた確認メモ」(平成29年12月27日締結)に則り、異常時に的確な対応ができる輸送品質・サービス品質向上を目指し、鉄道の安全と社員の健康の双方を実現することを基本に施策を実施するべきであると考えています。

つきましては、以下の内容で申し入れを行いますので、会社の真摯な議論と具体的な回答を要請します。

記

1. 「首都圏輸送障害低減に向けた対策」の成果と課題を明らかにすること。また、池袋派出検査の役割を明らかにし、体制の見直しを行う目的と根拠を具体的に明らかにすること。さらに、実施時期を12月1日とした根拠を明らかにすること。
2. これまでに池袋派出検査で対応していた車両不具合などについて、施策実施後どのように対応していくのが明らかにし、輸送品質およびサービス品質が低下しない施策とすること。
3. 派出検査は技術継承・技能伝承の場でもあることから、技術・技能の向上を目指し教育訓練を充実させ、計画的に養成を行うこと。
4. 施策実施後の異動に関しては、本人の意向を前広に把握し、尊重すること。
5. IP 無線の導入目的と配備箇所を明らかにし、訓練等で教育を行うこと。また、指揮命令系統を明確にすること。
6. 施策実施以降、首都圏の安全輸送・安定輸送が確保され、即応体制がとれているのか検証すること。
7. 施策実施以降、問題が発生した際は、地本一支社間で議論すること。

以上

施策に向き合い、車両品質・輸送品質・サービス品質が低下しない施策を実現しよう!